平成２４年（フ）第５０６号
静岡市駿河区石田３丁目４―21　エクセルシオール303号室、旧住所静岡市駿河区桃園町19番６号　下川原団地６棟305号
破産者　小林　和美
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６０号
沖縄県中頭郡西原町字小那覇410番地の12
破産者　宮城　榮三
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３６１号
沖縄県中頭郡西原町字小那覇410番地の12
破産者　宮城　京子
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４０４号
沖縄県那覇市首里鳥堀町３丁目53番地　大城アパート301
破産者　宮城　一史
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２３５号
埼玉県本庄市児玉町児玉863番地１　武政アパートＣ号
破産者　木村シズ江（旧姓新井）
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２３６号
埼玉県本庄市児玉町児玉863番地１　武政アパートＣ号
破産者　木村　　孝
1　決定年月日　平成24年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５０号
茨城県筑西市市野辺376番地４、開始決定時の住所栃木県小山市大字出井1055番地４
破産者　諏訪　　毅
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１３５号
青森県弘前市大字桔梗野１丁目12番地１　ドミトリマンション３号
破産者　奈良　良子
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第５４２６号
大阪市生野区小路１丁目７番２号　サンシャイン今里303号、前住所大阪市生野区巽東４丁目８番14号
破産者　徳若通商こと　川上　晴彦（旧姓徳若）
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４７８号
大阪市住之江区南港中２丁目２番41―408号
破産者　日向　和美
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８５６号
堺市北区東三国ヶ丘町３丁４番８―1001号
破産者　貫　　進矢
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８３８号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目19番13号メゾン・ボヌール102号
破産者　シャツ・ファクトリー・ナガヤこと　長屋　廣一
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１３２号
大阪市東住吉区北田辺２丁目２番12号
破産者　中浦　惠子
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６号
奈良県大和高田市大字市場794番地１　中町マンションＤ102号、開始決定時の住所奈良県大和高田市大字奥田536番地11
破産者　金村成億こと　金　　成億
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
奈良県磯城郡田原本町634番地
破産者　上竹　　潤
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１８６号
奈良県橿原市小槻町331番地の12
破産者　余部　明美
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２６３号
奈良県香芝市畑４丁目96番地の３　東浦方、住民票上の住所奈良県大和高田市本郷町６番28号
破産者　眞田登志代
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
福岡県飯塚市潤野933番地31　リバティフラットＡ103、前住所福岡県飯塚市潤野679番地２
破産者　野見山智雄
1　決定年月日　平成24年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部